

議案第45号

総社市火災予防条例の一部改正について

総社市火災予防条例（平成17年総社市条例第214号）の一部を次のとおり改正する。

令和5年8月24日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い，急速充電設備に係る位置，構造及び管理に関する基準等を改める必要が生じたため，関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市火災予防条例の一部を改正する条例

総社市火災予防条例（平成17年総社市条例第214号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動後項号等」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後項号等とし、移動項号に対応する移動後項号等が存在しない場合には、当該移動項号（以下「削除項」という。）を削り、移動後項号等に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後項号等（以下「追加項号等」という。）を加える。










次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示、削除項並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（急速充電設備） 第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、<u>原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。</u>以下この条において同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この条において同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この条において同じ。）により構成されるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 （1）急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める</p>	<p>（急速充電設備） 第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車</u>をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 （1）急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める</p>

改正後	改正前
<p>延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるもの</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p>イ <u>分離型のもの</u>にあつては、充電ポスト</p> <p>(2) その<u>管体</u>は不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポスト</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>コネクタ</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>コネクタ</u>が電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、<u>当該コネクタ</u>が当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(11) <u>急速充電設備</u>を手動で緊急に停止することができる装置を、<u>当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所</u>に設けること。</p> <p>(12) <u>急速充電設備と電気自動車等</u>の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)及び(15) 略</p> <p>(16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているもの</u>にあつては、<u>当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)</u>について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(17) <u>急速充電設備のうち分離型のもの</u>にあつては、<u>充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)</u>を内蔵しないこと。</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p>	<p>延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(2) その<u>管体</u>は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部</u>に電圧が印加されている場合には、<u>当該接続部</u>が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(11) <u>急速充電設備</u>を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</p> <p>(12) <u>自動車等</u>の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクタ <u>(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分</u>をいう。<u>以下この号において同じ。)</u>について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)及び(15) 略</p> <p>(16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているもの</u>にあつては、<u>当該蓄電池</u>について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p>

改正後	改正前
<p>2 略</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。<u>以下同じ。</u>）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（<u>健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。</u>）</p> <p>4 <u>第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</u></p> <p>5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p>	<p>2 略</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u></p> <p>4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（<u>併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u>）</p> <p>5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p>

改正後	改正前												
<p>6及び7 略</p> <p>別表第4から別表第7まで 削除</p>	<p>6及び7 略</p> <p>別表第4から別表第6まで 削除</p> <p>別表第7（第23条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1131 395 2072 1153"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 395 1485 432">表示の種類</th> <th data-bbox="1489 395 1762 432">図記号</th> <th data-bbox="1767 395 2072 432">色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 435 1485 687">禁煙である旨の表示</td> <td data-bbox="1489 435 1762 687">  </td> <td data-bbox="1767 435 2072 687">記号は黒，斜めの帯及び枠は赤，地は白</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 691 1485 927">火気厳禁である旨の表示</td> <td data-bbox="1489 691 1762 927">  </td> <td data-bbox="1767 691 2072 927">記号は黒，斜めの帯及び枠は赤，地は白</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 930 1485 1153">喫煙所である旨の表示</td> <td data-bbox="1489 930 1762 1153">  </td> <td data-bbox="1767 930 2072 1153">記号は黒，地は白</td> </tr> </tbody> </table>	表示の種類	図記号	色	禁煙である旨の表示		記号は黒，斜めの帯及び枠は赤，地は白	火気厳禁である旨の表示		記号は黒，斜めの帯及び枠は赤，地は白	喫煙所である旨の表示		記号は黒，地は白
表示の種類	図記号	色											
禁煙である旨の表示		記号は黒，斜めの帯及び枠は赤，地は白											
火気厳禁である旨の表示		記号は黒，斜めの帯及び枠は赤，地は白											
喫煙所である旨の表示		記号は黒，地は白											

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際，現に設置され，又は設置の工事がされているこの条例による改正後の総社市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の

2 第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。